

# 立地企業で地元の人材を育てたい！

## 中核的人材育成促進事業

食関連産業や健康長寿関連産業の企業が、新增設などに伴い雇用した中途採用者を対象に実施する人材育成事業に対し、費用の一部を助成します！

### 対象事業

- ・ 中途採用者を中核的人材に育成するために独自にカリキュラム作成、講師招へい等を行う自社研修の開催
- ・ 道内外の先進企業、研究機関及び資格取得のために必要な研修への派遣
- ・ 中核的人材の育成に向けた自社で実施する入社時の研修事業

### 対象となる方

- ・ 道内に本社を有し、次のいずれかに該当するもので、新設又は増設計画について国、道又は市町村による承認、指定又は補助金、税制上の優遇措置等の支援を受けている又は受ける予定である事業主
  - ① 道内で工場等の新設計画を有し、操業前に従業員を道内で雇用した企業。
  - ② 道内に工場等を有し、設備投資又は従業員の増設計画を有する企業。
- ※ ただし、北海道産業振興条例（北海道条例第68号）に基づく従業員派遣及び専門家の招聘に係る支援対象となる事業は除く。

### 対象業種

主要業種	関連業種
<食関連産業>	
・ 食料品製造業	農業、林業、漁業、水産養殖業、飲料・たばこ・飼料製造業、パルプ・紙・紙加工品製造業、印刷・同関連業、化学工業、プラスチック製品製造業、窯業・土石製品製造業、非鉄金属製造業、金属製品製造業、はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、その他製造業、道路貨物運送業、倉庫業、飲食料品卸売業、保健衛生
・ 飲料・たばこ・飼料製造業	農業
<健康長寿関連産業>	
・ 食料品製造業	化学工業
・ 飲料・たばこ・飼料製造業	化学工業
・ 化学工業	食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業、繊維工業、パルプ・紙・紙加工品製造業、印刷・同関連業、プラスチック製品製造業、窯業・土石製品製造業、生産用機械器具製造業、電子部品・デバイス・電子回路製造業、情報サービス業、道路貨物運送業、倉庫業、学術・開発研究機関
・ 業務用機械器具製造業	繊維工業、印刷・同関連業、プラスチック製品製造業、窯業・土石製品製造業、非鉄金属製造業、金属製品製造業、はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、その他製造業、情報サービス業

### 対象経費、助成額及び限度額

補助対象経費	助成額	限度額
報償費、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、使用料及び賃借料、諸経費、その他知事が特に必要と認めた経費	補助対象経費の8割	100万円

北海道経済部 産業振興局 産業振興課 立地支援グループ TEL 011-204-5328

# 労働者のキャリア形成を進めたい！

## 人材開発支援助成金

人材開発支援助成金は、労働者の職業生活設計の全期間を通じて段階的かつ体系的な職業能力開発を効果的に促進するため、事業主等が雇用する労働者に対して職務に関連した専門的な知識及び技能の習得をさせるための職業訓練等を計画に沿って実施した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成する制度です。

支給対象となる訓練	対象	助成内容	助成率・助成額 注：( )内は中小企業以外	
				生産性要件を満たす場合
特定訓練コース	中小企業 中小企業以外 事業主団体等	・労働生産性の向上に直結する訓練 ・若年労働者への訓練 ・技能承継等の訓練 ・グローバル人材育成の訓練 ・雇用型訓練(※1) について助成	◎OFF-JT 経費助成：45(30)% [60(45)%〔※2〕] 賃金助成：760(380)円/時・人 ◎OJT<雇用型訓練に限る> 実施助成：665(380)円/時・人	◎OFF-JT 経費助成：60(45)% [75(60)%〔※2〕] 賃金助成：960(480)円/時・人 ◎OJT<雇用型訓練に限る> 実施助成：840(480)円/時・人
一般訓練コース	中小企業 事業主団体等	・他の訓練コース以外の訓練 について助成	◎OFF-JT 経費助成：30% 賃金助成：380円/時・人	◎OFF-JT 経費助成：45% 賃金助成：480円/時・人
教育訓練休暇付与コース	中小企業	・有給教育訓練休暇制度を導入し、労働者が当該休暇を取得して訓練を受けた場合に助成	定額助成：30万円	定額助成：36万円
特別育成訓練コース (旧キャリアアップ助成金人材育成コース) (※3)	中小企業 中小企業以外	・一般職業訓練 ・有期実習型訓練 ・中小企業等担い手育成訓練 について助成	◎OFF-JT 経費助成：実費(※4) 賃金助成：760(475)円/時・人 ◎OJT<一般職業訓練を除く> 実施助成：760(665)円/時・人	◎OFF-JT 経費助成：実費(※4) 賃金助成：960(600)円/時・人 ◎OJT<一般職業訓練を除く> 実施助成：960(840)円/時・人

- ※1 ・特定分野認定実習併用職業訓練(建設業、製造業、情報通信業の分野)、認定実習併用職業訓練、中高年齢者雇用型訓練
- ※2 ・雇用型訓練のうち特定分野認定実習併用職業訓練の場合  
・若年雇用促進法に基づく認定事業主又はセルフ・キャリアドック制度導入企業の場合
- ※3 ・非正規雇用労働者が対象
- ※4 ・一人当たり。訓練時間数に応じた上限額を設定。(中小企業等担い手育成訓練は対象外)

詳しくは、ホームページをご覧ください。か、雇用助成金さっぽろセンター(北海道労働局)へお問い合わせください。

◆雇用助成金さっぽろセンター6階 TEL:011-788-9070

◆インターネットでの検索

人材開発支援助成金

検索

◆ホームページ

[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/kyufukin/d01-1.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/d01-1.html)

厚生労働省ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 雇用・労働 > 雇用 > 雇用関係助成金  
> 7. 労働者の職業能力の向上を図る場合の助成金 > 人材開発支援助成金(各コース)

# 非正規雇用労働者をキャリアアップさせたい！

## キャリアアップ助成金

非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップ等を促進するため、正社員化、処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成金を支給します！

### 正社員化コース

○ 有期契約労働者等を正規雇用労働者等に転換または直接雇用した場合に助成

< >は生産性の向上が認められる場合の額、( )内は大企業の額～以下全コースに適用

<助成額>

① 有期→正規：1人当たり57万円 <72万円> (42万7,500円<54万円>)

② 有期→無期：1人当たり28万5,000円<36万円> (21万3,750円<27万円>)

③ 無期→正規：1人当たり28万5,000円<36万円> (21万3,750円<27万円>)

<①～③合わせて1年度1事業所当たりの支給申請上限人数は20人まで>

※ 正規には「多様な正社員（勤務地・職務限定正社員、短時間正社員）」を含みます。

※ 派遣労働者を派遣先で正規雇用労働者または多様な正社員として直接雇用した場合に助成額を加算

・ ①③：1人当たり28万5,000円<36万円>（大企業も同額）加算

※ 母子家庭の母等又は父子家庭の父を転換等した場合に助成額を加算

（転換等した日において母子家庭の母等又は父子家庭の父である必要があります）

若者雇用促進法に基づく認定事業主が35歳未満の者を転換等した場合に助成額を加算

（転換等した日において35歳未満である必要があります）

・ いずれも①：1人当たり95,000円<12万円>、②③：47,500円<60,000円>（大企業も同額）加算

※ 勤務地・職務限定正社員制度を新たに規定し、有期契約労働者等を当該雇用区分に転換又は直接雇用した場合に助成額を加算

・ ①③：1事業所当たり95,000円<12万円>（71,250円<90,000円>）

### 賃金規定等改定コース

○ すべてまたは一部の有期契約労働者等の基本給の賃金規定等を増額改定し、昇給した場合に助成

・ すべての有期契約労働者等の賃金規定等を2%以上増額改定した場合

対象労働者数が 1人～3人： 95,000円<12万円>（71,250円<90,000円>）

4人～6人： 19万円<24万円>（14万2,500円<18万円>）

7人～10人：28万5,000円<36万円>（19万円<24万円>）

11人～100人：1人当たり28,500円<36,000円>（19,000円<24,000円>）

・ 一部の賃金規定等を2%以上増額改定した場合

対象労働者数が 1人～3人： 47,500円<60,000円>（33,250円<42,000円>）

4人～6人： 95,000円<12万円>（71,250円<90,000円>）

7人～10人：14万2,500円<18万円>（95,000円<12万円>）

11人～100人：1人当たり14,250円<18,000円>（9,500円<12,000円>）

<1年度1事業所当たり100人まで、申請回数は1年度1回のみ>

※ 中小企業において3%以上増額改定した場合に助成額を加算

・ すべての賃金規定等改定：1人当たり14,250円<18,000円>

・ 一部の賃金規定等改定：1人当たり7,600円<9,600円>

※ 職務評価の手法の活用により賃金規定等を増額改定した場合

1事業所当たり19万円<24万円>（14万2,500円<18万円>）を加算

### 健康診断制度コース

- 有期契約労働者等を対象とする「法定外の健康診断制度」を新たに規定し、延べ4人以上実施した場合に助成  
1事業所当たり38万円<48万円> (28万5,000円<36万円>) <1事業所当たり1回のみ>

### 賃金規定等共通化コース

- 有期契約労働者等に関して正規雇用労働者と共通の職務等に応じた賃金規定等を作成し、適用した場合に助成  
1事業所当たり57万円<72万円> (42万7,500円<54万円>) <1事業所当たり1回のみ>
- ※ 共通化した対象労働者(2人目以降)について、助成額を加算  
・対象労働者1人当たり20,000円<24,000円> (15,000円<18,000円>) <上限20人まで>

### 諸手当制度共通化コース

- 有期契約労働者等に関して正規雇用労働者と共通の諸手当制度を新たに設け、適用した場合に助成  
1事業所当たり38万円<48万円> (28万5,000円<36万円>) <1事業所当たり1回のみ>
- ※ 共通化した対象労働者(2人目以降)について、助成額を加算  
(加算の対象となる手当は、対象労働者が最も多い手当1つとなります。)  
・対象労働者1人当たり15,000円<18,000円> (12,000円<14,000円>) <上限20人まで>
- ※ 同時に共通化した諸手当(2つ目以降)について、助成額を加算  
(原則、同時に支給した諸手当について、加算の対象となります。)  
・諸手当の数1つ当たり16万円<19.2万円> (12万円<14.4万円>) <上限10手当まで>

### 選択的適用拡大導入時処遇改善コース

- 労使合意に基づく社会保険の適用拡大の措置により、有期契約労働者等を新たに被保険者とし、基本給を増額した場合に助成

基本給の増額割合に応じて、

3%以上 5%未満	: 1人当たり19,000円<24,000円> (14,250円<18,000円>)
5%以上 7%未満	: 1人当たり38,000円<48,000円> (28,500円<36,000円>)
7%以上10%未満	: 1人当たり47,500円<60,000円> (33,250円<42,000円>)
10%以上14%未満	: 1人当たり76,000円<96,000円> (57,000円<72,000円>)
14%以上	: 1人当たり95,000円<12万円> (71,250円<90,000円>)

<1事業所当たり1回のみ、支給申請上限人数は30人まで>

- ※ 本コースは、平成32年3月31日までの暫定措置となります。
- ※ 対象労働者が複数以上であり、基本給の増額割合が異なる場合は、最も低い増額割合の区分の支給額が適用されます。

## 短時間労働者労働時間延長コース

○ 短時間労働者の週所定労働時間を延長し、新たに社会保険を適用した場合に助成

- ・短時間労働者の週所定労働時間を5時間以上延長し新たに社会保険に適用した場合  
1人当たり19万円<24万円> (14万2,500円<18万円>)

※平成32年3月31日までの間、支給額を増額しています。

- ・賃金規定等改定コースまたは選択的適用拡大導入時処遇改善コースと併せて労働者の手取り収入が減少しないように週所定労働時間を延長し、新たに社会保険に適用した場合

※平成32年3月31日までの暫定措置となります。

1時間以上2時間未満：1人当たり 38,000円< 48,000円> ( 28,500円< 36,000円>)

2時間以上3時間未満：1人当たり 76,000円< 96,000円> ( 57,000円< 72,000円>)

3時間以上4時間未満：1人当たり11万4,000円<14万4,000円> ( 85,500円<10万8,000円>)

4時間以上5時間未満：1人当たり15万2,000円<19万2,000円> (11万4,000円<14万4,000円>)

<1年度1事業所当たり支給申請上限人数は15人まで>※平成32年3月31日までの間、上限人数を緩和しています。

## その他

- ◆ 助成金の利用に当たっては、雇用保険適用事業所ごとに「キャリアアップ管理者」を配置し、事前に「キャリアアップ計画」を作成したうえで、管轄労働局長の認定を受ける必要があります。
- ◆ 生産性の向上が認められる要件については、厚生労働省HP「生産性を向上させた企業は労働関係助成金が割増されます」をご確認ください。
- ◆ キャリアアップ助成金の申請様式等については、厚生労働省ホームページを参照ください。

URL: [http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/part\\_haken/jigyounushi/career.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/part_haken/jigyounushi/career.html)

助成金を受給するためのすべての要件が記載されているわけではありません。

上記助成金の要件や申請手続の詳細については、北海道労働局または最寄りのハローワークへお尋ねください。

・雇用助成金さっぽろセンター6F (北海道労働局) Tel 011-788-9071

・ハローワーク (公共職業安定所) ※巻末の問い合わせ先一覧をご覧ください。